

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第六号

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程（平成二十年秋田県公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 この規程において「高齢者部分休業」とは、職員が、年齢五十五年に達した日以後の日でその承認の申請において示した日からその定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この規程において「高齢者部分休業」とは、職員が、当該職員に係る定年から五年を減じた年齢に達した日以後の日でその承認の申請において示した日からその定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。</p>

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。